

**【港北区】会計年度任用職員（福祉保健課歯科口腔保健事業歯科衛生士業務）**  
**募 集 案 内**

**1 業務内容**

- (1) 福祉保健課歯科口腔保健事業の歯科衛生士業務  
港北区民を対象に、歯周疾患予防、オーラルフレイル予防等に関わる口腔ケア指導の補助等を行います。
- (2) その他、大規模災害発生時における災害対応業務を含む所属長が必要と認める業務  
(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

**2 応募資格**

応募時点で歯科衛生士免許を有すること

なお、地方公務員法第 16 条により、次に該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる人

**3 募集人数**

A 区分 1 名、B 区分 2 名、C 区分 2 名

※ 各区分の重複申し込みは受け付けません。

**4 勤務条件**

- (1) 任用期間（各区分共通）  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日  
勤務条件が良好な場合等、再度任用する場合があります。（最大 4 回）
- (3) 勤務時間（各区分共通）  
午前の場合：午前 8 時 45 分～午後 0 時 45 分（4 時間）  
午後の場合：午後 0 時 30 分～午後 4 時 30 分（4 時間）
- (3) 勤務日  
ア A 区分  
任用期間のうち、所属長が指定する 16 日程度  
イ B 区分  
任用期間のうち、所属長が指定する 10 日程度  
ウ C 区分  
任用期間のうち、所属長が指定する 6 日程度  
※ 各区分共に、土曜日、日曜日、祝祭日、閉庁日を除く
- (4) 勤務場所  
港北区役所福祉保健課及び従事業務実施場所

(次項あり)

- (5) 給与  
 日額 7,152 円（予定）  
 ※ 金額は予定額のため、変更となる可能性があります。  
 ※ 任用期間中に、制度改正により金額が変更となる可能性があります。  
 ※ 通勤費用（勤務実績に基づく実費相当額）を別途支給
- (6) 社会保険  
 加入なし  
 ※ 横浜市で別の職がある場合加入対象となる場合があります。
- (7) その他  
 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

## 5 応募方法及び期限

- (1) 提出書類
  - ア 会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）
  - イ 歯科衛生士免許証の写し
- (2) 書類様式の入手方法
  - ア 港北区ホームページからダウンロード
  - イ 港北区役所 3 階 37 番窓口で受取り
- (3) 提出先
  - ア 簡易書留による郵送の場合は次の宛先へ送付願います。  
 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1  
 港北区役所福祉保健課健康づくり係  
 「会計年度任用職員（歯科口腔保健事業歯科衛生士）」採用担当
  - イ 持参する場合  
 港北区役所 3 階 37 番窓口へ提出願います。
- (4) 応募の期限  
 令和 8 年 2 月 24 日（火曜日）17 時必着（窓口受付時間：平日 8 時 45 分～17 時）  
 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 6 選考方法・日程

申込者に対し、面接を実施します。

選考方法	日程等	結果通知
面接	面接日、時間：令和 8 年 2 月下旬～3 月上旬 （申込者に別途お知らせします） 会場：港北区役所内	合否に関わらず、郵送 でお知らせします。

## 7 問い合わせ先

横浜市港北区役所福祉保健課健康づくり係  
 会計年度任用職員（歯科口腔保健事業）採用担当  
 電話：045-540-2362 E-mail：ko-fukuho@city.yokohama.lg.jp

## 8 その他

本選考による採用は令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。（議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。）